

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 2 8 日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪府堺市西区石津西町 5 番地	
氏名 日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所	
副所長 藤村 健介	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 070-2460-3267	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所阪神地区（大阪）
事業場の所在地	大阪府大阪市此花区桜島二丁目 1 番 2 6 号
計画期間	令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2 2：鉄鋼業
②事業の規模	製品出荷額：19,060,012 千円
③従業員数	10 人（3 月 3 1 日時点 令和 5 年をもって全製造設備を休止したため）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 1 のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙２のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（Ｒ５年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	油泥　Ａ－１工程	鉍物系廃油　Ａ－１工程
	排　出　量	147.452　ｔ	1146.751　ｔ
	(これまでに実施した取組) ・ 廃液処理に使用する薬品を切り替え、無機性汚泥の削減を図った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	油泥　Ａ－１工程	鉍物系廃油　Ａ－１工程
	排　出　量	10　ｔ	300　ｔ
	(今後実施する予定の取組) ・ 配管系統の更新により鉍物系廃油の大幅な増加を防止する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 油泥、廃油、無機性汚泥、金属くず、ガラスくず、廃プラスチック、木くずはそれぞれ分別保管している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

無機性汚泥　A－2工程	金属くず　B－1工程	ガラスくず　A－5工程	廃プラスチック　A－6工程
76.2　t	10.75　t	0.79　t	173.8　t

②計画

無機性汚泥　A－2工程	金属くず　B－1工程	ガラスくず　A－5工程	廃プラスチック　A－6工程
5　t	1　t	1　t	50　t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず A－7工程	廃アルカリ A－3工程	がれき類 A－8工程	
114.7 t	0 t	t	t

②計画

木くず A－7工程	廃アルカリ A－3工程	がれき類 A－8工程	
10 t	0 t	10 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（R 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	油泥 A－1 工程	鉍物系廃油 A－1 工程
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	油泥 A－1 工程	鉍物系廃油 A－1 工程
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（R 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	油泥 A－1 工程	鉍物系廃油 A－1 工程
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	油泥 A－1 工程	鉍物系廃油 A－1 工程
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

無機性汚泥　A－2工程	金属くず　B－1工程	ガラスくず　A－5工程	廃プラスチック　A－6工程
0　t	0　t	0　t	0　t

②計画

無機性汚泥　A－2工程	金属くず　B－1工程	ガラスくず　A－5工程	廃プラスチック　A－6工程
0　t	0　t	0　t	0　t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

無機性汚泥　A－2工程	金属くず　B－1工程	ガラスくず　A－5工程	廃プラスチック　A－6工程
0　t	0　t	0　t	0　t
0　t	0　t	0　t	0　t

②計画

無機性汚泥　A－2工程	金属くず　B－1工程	ガラスくず　A－5工程	廃プラスチック　A－6工程
0　t	0　t	0　t	0　t
0　t	0　t	0　t	0　t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

木くず A－7工程	廃アルカリ A－3工程	がれき類 A－8工程	
0 t	0 t	0 t	t

②計画

木くず A－7工程	廃アルカリ A－3工程	がれき類 A－8工程	
0 t	0 t	0 t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

木くず A－7工程	廃アルカリ A－3工程	がれき類 A－8工程	
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

②計画

木くず A－7工程	廃アルカリ A－3工程	がれき類 A－8工程	
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

(第4面－1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（R 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	油泥 A－1 工程	鉍物系廃油 A－1 工程
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	油泥 A－1 工程	鉍物系廃油 A－1 工程
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（R 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	油泥 A－1 工程	鉍物系廃油 A－1 工程
	全 処 理 委 託 量	147.45 t	1146.75 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	147.45 t	1146.75 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	147.45 t	1146.75 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 委託処理業者に対して、定期的に処理状況の現地確認を行う。		

(第4面－2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

無機性汚泥 A－2 工程	金属くず B－1 工程	ガラスくず A－5 工程	廃プラスチック A－6 工程
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

無機性汚泥 A－2 工程	金属くず B－1 工程	ガラスくず A－5 工程	廃プラスチック A－6 工程
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

無機性汚泥 A－2 工程	金属くず B－1 工程	ガラスくず A－5 工程	廃プラスチック A－6 工程
76.2 t	10.75 t	0.79 t	173.8 t
76.2 t	10.75 t	0.79 t	173.8 t
76.2 t	10.75 t	0.79 t	173.8 t
t	10.75 t	0.79 t	t
t	t	t	t

(第4面－3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

木くず A－7 工程	廃アルカリ A－3 工程	がれき類 A－8 工程	
0 t	0 t	0 t	t

②計画

木くず A－7 工程	廃アルカリ A－3 工程	がれき類 A－8 工程	
0 t	0 t	0 t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

木くず A－7 工程	廃アルカリ A－3 工程	がれき類 A－8 工程	
114.7 t	t	t	t
114.7 t	t	t	t
114.7 t	t	t	t
69 t	t	t	t
t	t	t	t

(第5面－2)

②計画

無機性汚泥　A－2工程	金属くず　B－1工程	ガラスくず　A－5工程	廃プラスチック　A－6工程
5　t	1　t	1　t	50　t
5　t	1　t	1　t	50　t
5　t	1　t	1　t	50　t
t	1　t	1　t	5　t
t	t	t	t

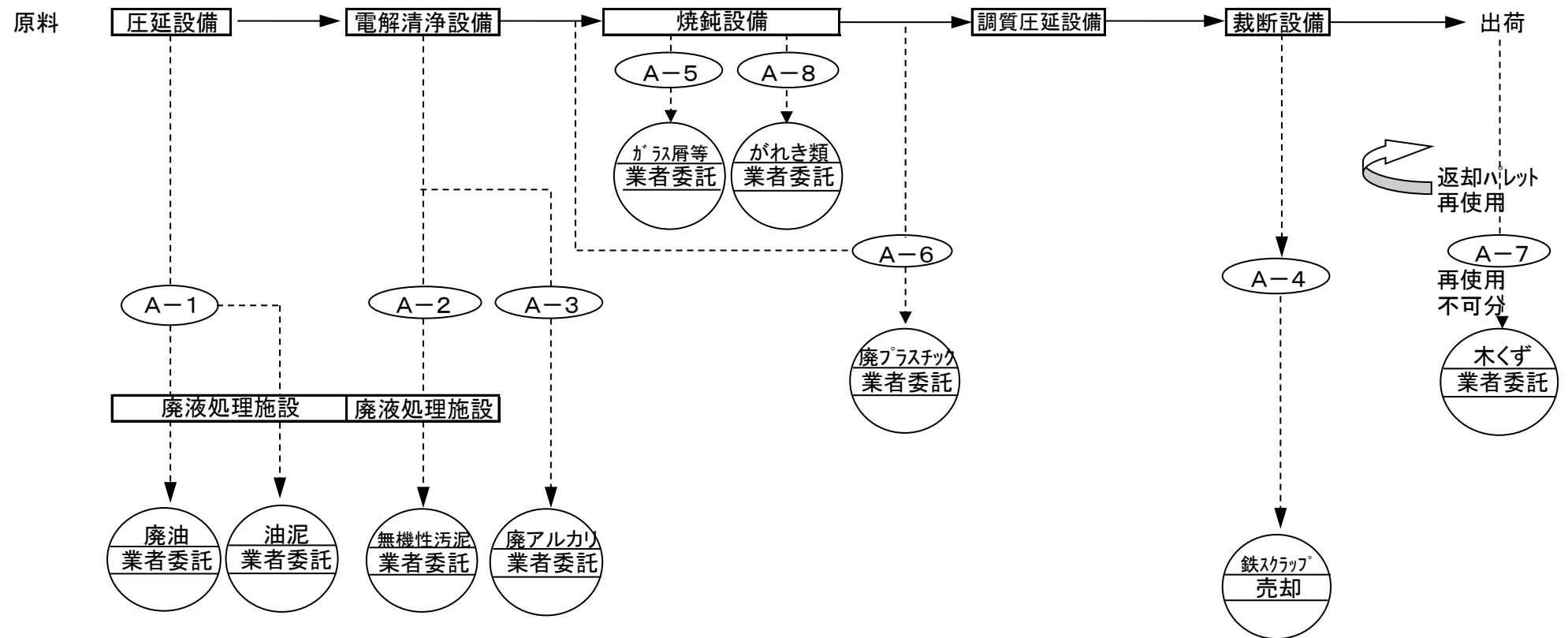
②計画

木くず A－7工程	廃アルカリ A－3工程	がれき類 A－8工程	
10 t	0 t	10 t	t
10 t	0 t	10 t	t
10 t	0 t	5 t	t
10 t	t	t	t
t	t	t	t

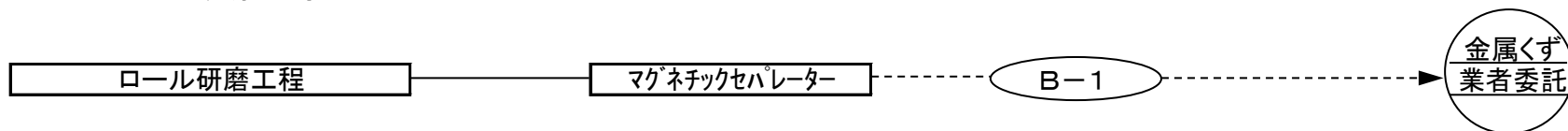
備考

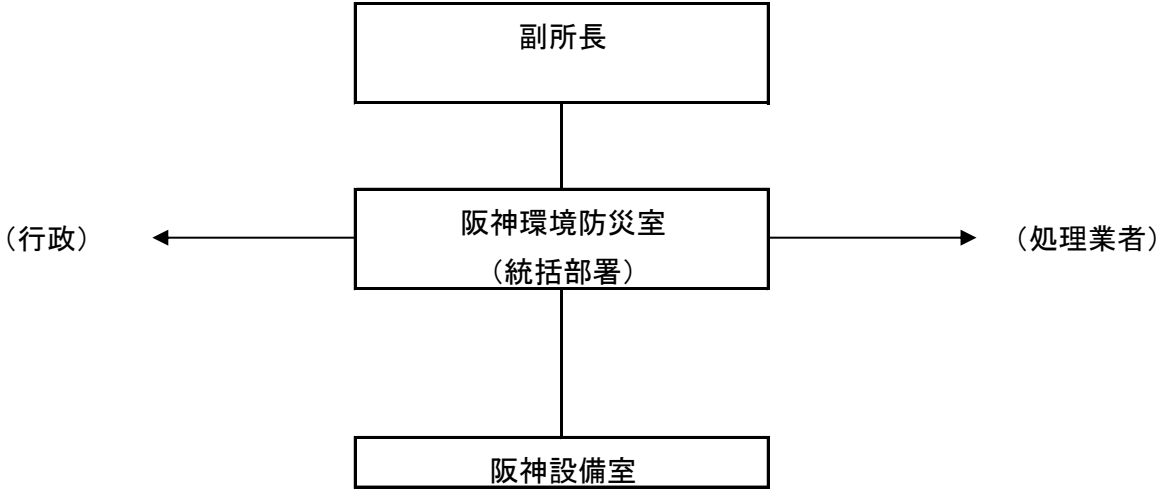
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

A 冷延製品製造工程



B ロール研磨工程





[各部署の役割]	
阪神環境防災室	①廃棄物の処理・処分に当たっての方法の指示 ②委託業者の決定、契約の締結 ③法定対応（行政への届出・許可の申請） ④マニフェストのチェック・保管 ⑤廃棄物処理・処分の予算管理 ⑥廃棄物業者の定期査察
阪神設備室	①廃棄物の保管管理 ②廃棄物発生設備の管理 ③廃棄物の処理依頼 ④施設の管理 ⑤各種資材や薬品等の購入管理